（居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例）

第五条の二十七　居住者に対して支払うべき所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等（次条第一項において「給与等」という。）について徴収すべき次の各号に掲げる所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額は、当該各号に規定する規定にかかわらず、当該各号に定める金額とすることができる。この場合において、復興財確法第二十九条第一項の規定は、適用しない。

一　所得税法第百八十五条第一項又は第百八十六条第一項の規定による所得税の額並びに当該所得税に係る前条第二項に規定する防衛特別所得税の額及び復興財確法第二十八条第二項に規定する復興特別所得税の額　所得税法別表第二から別表第四までに定める金額並びにこの法律に定める防衛特別所得税の額及び復興財確法に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表による金額

二　所得税法第百八十九条第一項の規定により計算した所得税の額並びに当該所得税に係る前条第二項に規定する防衛特別所得税の額及び復興財確法第二十八条第二項に規定する復興特別所得税の額　所得税法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法並びにこの法律に定める防衛特別所得税の額及び復興財確法に定める復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法により計算した金額

2　前条第十項及び第十二項の規定は、前項に規定する金額による所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付があった場合について準用する。

3　第一項に規定する金額による所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付が行われる場合においては、復興財確法第三十五条及び第三十六条の規定の適用については、復興財確法第三十五条第一項及び第三十六条第一項中「から第三十条まで」とあるのは、「若しくは第三十条又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二十七」とする。

4　財務大臣は、第一項第一号の表又は同項第二号の方法を定めたときは、これを告示する。

（年末調整）

第五条の二十八　所得税法第百九十条に規定する給与等の支払者が、同条に規定する居住者に対してその年最後に支払う給与等につき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税を徴収する場合において、第一号に掲げる合計額が第二号に掲げる合計額に比し過不足があるときは、復興財確法第三十条第一項の規定にかかわらず、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収して当該所得税の法定納期限までに国に納付しなければならない。

一　所得税法第百八十三条第一項の規定、第五条の二十六第一項の規定及び復興財確法第二十八条第一項の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額

二　所得税法第百九十条第二号に掲げる税額（租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定を適用した後の税額。以下この号において「対象額」という。）、対象額に百分の一を乗じて計算した防衛特別所得税の額及び対象額に百分の一・一を乗じて計算した復興特別所得税の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）

2　前項の規定による充当又は納付が行われる場合においては、所得税法第百九十一条から第百九十三条までの規定並びに復興財確法第三十五条及び第三十六条の規定の適用については、所得税法第百九十一条中「前条の場合」とあるのは「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（次条において「特別措置法」という。）第五条の二十八第一項（年末調整）の場合」と、「同条」とあるのは「同項」と、「所得税」とあるのは「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税」と、同法第百九十二条第一項中「第百九十条」とあるのは「第百九十条（年末調整）に規定する」と、同条第二項中「第百九十条に」とあるのは「特別措置法第五条の二十八第一項に」と、「同条の居住者」とあるのは「第百九十条に規定する居住者」と、「、第百九十条」とあるのは「、特別措置法第五条の二十八第一項」と、同項第一号中「及び第百九十条」とあるのは「の規定、特別措置法第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）及び第五条の二十八第一項の規定並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次号において「復興財確法」という。）第二十八条第一項（源泉徴収義務等）」と、「の額」とあるのは「、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「の規定」とあるのは「の規定、特別措置法第五条の二十六第一項の規定及び復興財確法第二十八条第一項の規定」と、「の額」とあるのは「、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額」と、復興財確法第三十五条第一項及び第三十六条第一項中「から第三十条まで」とあるのは「若しくは第二十九条又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二十八」とする。

3　第五条の二十六第十項及び第十二項の規定は、第一項又は前項の規定により読み替えて適用される所得税法第百九十一条若しくは第百九十二条の規定による所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の充当若しくは納付又は還付若しくは徴収があった場合について準用する。

（源泉徴収に係る防衛特別所得税の課税標準の端数計算等）

第五条の二十九　源泉徴収に係る防衛特別所得税（附帯税を除く。次項において同じ。）の課税標準の端数計算については、国税通則法第百十八条の規定は、適用しない。

2　源泉徴収に係る防衛特別所得税の確定金額の端数計算、源泉徴収に係る復興特別所得税（附帯税を除く。）の確定金額の端数計算並びに当該防衛特別所得税及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税（附帯税を除く。）の確定金額の端数計算については、国税通則法第百十九条及び復興財確法第三十一条第二項の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によって行い、当該合計額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3　第五条の二十二第三項から第七項までの規定は源泉徴収に係る防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税の還付金等、附帯税等又は還付加算金の計算について、第五条の二十三の規定は還付金等又は還付加算金を未納の源泉徴収に係る防衛特別所得税、復興特別所得税及び所得税に充当する場合について、それぞれ準用する。

第五節　雑則

（当該職員の質問検査権等）

第五条の三十　国税通則法第七十四条の二第一項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）及び第七十四条の八から第七十四条の十一までの規定は、防衛特別所得税に関する調査を行う場合について準用する。

2　国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二第一項の規定による防衛特別所得税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。

（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第五条の三十一　この章の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

所得税法第四十五条第一項	額は、
	額は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（第二号において「復興財確法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、